

台湾における外国人介護労働者の労働 条件保護

—労働条件保護のあり方をめぐる議論の
検討をとおして—

根岸 忠

(高知県立大学文化学部准教授)

【要約】

本稿は、台湾における外国人労働者のなかでも、介護労働者に焦点をあて、その労働条件保護のあり方に関して検討を行おうとするものである。高齢化の進展から、要介護高齢者数が増えるため、その介護を担う者の確保が大きな課題となっているのは台湾も例外ではない。しかし、少子化、高学歴化や共働き家庭の増加により、要介護者の介護を家族が担うのはむしろかしくなっている。その一方で、介護は家族が担うとの意識がいまだ根強いことから、各家庭が外国人介護労働者を雇い、その介護需要を満たしている。これまで台湾政府は彼らを保護するため、いくつかの措置を講じようとしてきたが、依然としてその労働条件は低いままである。だが、世界的に高齢化が進んでいくなかで、台湾が優秀な人材を獲得しようとするならば、当該労働者の労働条件の向上は欠かすことができないこととなる。

キーワード：外国人労働者、介護労働者、労働条件保護、高齢化、人材獲得

一 はじめに

日本は、すでに高齢化率28.4%(2019年9月)¹であり、世界一の高齢社会となっている。当然ながら、高齢者数の増加に伴い要介護者数が増えていくのであるから、介護労働者をいかに増やしていくかが大きな課題となっている。

日本人介護労働者の離職を食い止めようとする政策としては、介護報酬に介護人材確保のための介護職員処遇改善加算等が行われているが、その一方で、以下に見るように、近年になって外国人介護労働者の受入れも行っている。すなわち、①2008年より経済連携協定(EPA)に基づく、インドネシア、フィリピン及びベトナムからの看護師及び介護福祉士候補者の受入れ、②従来、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)に規定されていた技能実習生の部分が、2016年に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律として独立し、その際これまで認められてこなかった介護業務が追加された(2017年施行)、③2016年の出管法改正により、介護福祉士養成校を卒業した外国人が介護業務に従事するための在留資格が設けられ(同上)、さらに、④2018年の同法改正により、在留資格「特定技能1号」が新設され、その対象業務に介護が含まれることとなった(2019年施行)。以上のように、日本での外国人介護労働者受入れにあっては4つの制度が併存している状況である。

翻って台湾を見ると、今後急速な高齢化が見込まれている。2019

¹ 総務省統計局、<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1211.html> (2020年1月11日閲覧)。

年12月末の高齢化率は15.28%であるが²、2025年には20%を超えると推計されている³。そのため、日本と同様に介護労働者の需要の増大が見込まれる。

台湾政府は、高齢化に伴う要介護者の増加に対応すべく、1992年から就業サービス法（就業服務法：日本の職業安定法にあたり、さらに外国人労働者が就労する際の根拠となる法律）に基づき、外国人介護労働者を受入れている。施設で就労する者もいるが、その多くは居宅で住み込みにより雇用されている。当該労働者は労働基準法（労働基準法）が定める家事使用人となるため、同法の適用が除外される結果、労働条件は低い。

本稿は、台湾における外国人介護労働者、そのなかでも外国人居宅介護労働者の労働条件がどのように保護されてきたのか、また、されているのか検討しようとするものである。

まず、外国人居宅介護労働者を含む外国人労働者の現状、ついで外国人労働者受入れ法制及びその沿革を見た上で、外国人居宅介護労働者の労働条件保護が、いかなる方法によりなされているのか検討する。その上で、今後の当該労働者をめぐる法政策について述べることにする。

二 台湾における外国人居宅介護労働者の現状

1 台湾における外国人労働者の現状

ここでは、労働部（日本の旧労働省に相当）による「労働統計月

² 中華民國內政部戶政司「縣市人口年齡結構指標」、<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>。

³ 中華民國內政部衛生福利部（日本の旧厚生省に相当）資料「長期照顧十年計畫2.0（106～115年）核定本」、頁4。

報」等、政府による統計資料を用いながら、居宅介護労働者を含む外国人労働者の現状を明らかにする（以下いずれも 2019 年 12 月の調査結果である）。

台湾の人口は 23,603,121 人であり⁴、このうち台湾に合法的に滞在している（熟練労働者、非熟練労働者双方含む）外国人の総数は 749,183 人である⁵。これら外国人労働者の中でも、非熟練労働者は 718,058 人であり⁶、外国人労働者の大半を占めている。

非熟練労働者は産業外籍勞工（製造、建設、船員）と社福外籍勞工（介護、家事）とに大きく 2 分され、前者は 456,601 人、後者は 261,457 人である⁷。前者（産業外籍勞工）は、製造業従事者 439,694 人、農林漁業従事者 12,491 人、建設業労働者 4,416 人⁸、後者（社福外籍勞工）は、介護労働者 259,660 人、家事労働者 1,797 人である⁹。このように、製造業従事者及び介護労働者で非熟練労働者の大半を占めることとなる。また、前者は男性 324,929 人、女性 131,672 人、一方、後者では男性 2,016 人、女性 259,441 人というように、前者は男性が多いのに対し、後者は女性がほとんどを占めていることから、従事する職種により性別で分かれており、きわ

⁴ 中華民國內政部戸政司「戸籍人口統計速報」、前掲注 (2) URL。

⁵ 内訳は、熟練労働者 31,125 人及び非熟練労働者 718,058 人である（中華民國勞動部「勞動統計月報」<https://www.mol.gov.tw/statistics/2452/2453/> の「表 12-10 外國專業人員—按性別及申請類別分」及び「表 12-1 産業及社福外籍勞工人數—按開放項目分」参照〔2020 年 1 月 20 日閲覧〕）。

⁶ 中華民國勞動部・前掲注 (5) 「表 12-1 産業及社福外籍勞工人數—按開放項目分」。

⁷ 同上。

⁸ 中華民國勞動部「表 12-2 産業及社福外籍勞工人數—按産業分」、前掲注 (5) URL。

⁹ 同上。

めて対照的である¹⁰。国別でみると、インドネシア276,411人、ベトナム224,713人、フィリピン157,487人、タイ59,445人、その他2人となっており、インドネシア、ベトナム及びフィリピンで非熟練労働者の大半を占めている¹¹。また、産業外籍勞工では、ベトナム196,162人、フィリピン126,661人、インドネシア74,764人、タイ59,013人、その他1人となっている一方、社福外籍勞工では、インドネシア201,647人、フィリピン30,826人、ベトナム28,551人、タイ432人、その他1人となっているように、出身国によって従事する産業も異なっていることがわかる¹²。

つぎに熟練労働者を見てみよう。31,125人であり、先に見た非熟練労働者数から考えるときわめて少ない¹³。専門技術職20,222人、語学学校の教員4,386人、華僑・外国人が設立する事業に従事する管理者3,077人、宗教・芸術関係従事者1,475人、運動選手108人等であり¹⁴、専門技術職が大半を占める。また、男性23,083人、女性8,042人というように、男性がきわめて多い¹⁵。国・地域別でみると、日本7,324人、マレーシア4,205人、アメリカ3,672人、インド1,813人、香港1,593人の順となっている¹⁶。

¹⁰ 同上。

¹¹ 中華民國勞動部「表12-4 産業及社福外籍勞工人數—按行業及國籍分」、前掲注(5) URL。

¹² 中華民國勞動部「表12-3 産業及社福外籍勞工人數—按國籍分」、前掲注(5) URL。

¹³ 中華民國勞動部「表12-10 外國專業人員—按性別及申請類別分」、前掲注(5) URL。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 中華民國勞動部「表12-12 外國專業人員—按核准機關及國籍分」、前掲注(5) URL。

2 外国人居宅介護労働者の労働実態

台湾政府は、介護人材確保の点につき、高齢化に伴う要介護者の増加に対応すべく、1992年から就業サービス法に基づき、外国人介護労働者を受入れている。施設で就労する者もいるが、同労働者の多くは居宅で雇用されている点が、日本と大きく異なっている。当該労働者は労働基準法が定める家事使用人となるため、同法の適用が除外される結果、労働条件は低い。

ここでは、「107年外籍勞工管理及運用調査」（2018年に調査を実施）や「労働統計月報」等から、台湾における外国人介護労働者の労働実態を見てみよう¹⁷。

前節で述べたため繰り返しになるが、2019年12月時点の外国人介護労働者数は、261,457人（介護労働者259,660人、家事労働者1,797人）であり¹⁸、そのうち、居宅介護労働者数は234,907人である（以下とくに断らない限り、2018年6月時点のもの）¹⁹。施設介護労働者には外国人もいるが、ほとんどが台湾人で占められている一方、居宅介護労働者の多くは外国人であり、そのうち99.4%は女性である²⁰。国別でみると、インドネシア80.0%、フィリピン

¹⁷ 居宅介護労働者増加の背景については、根岸忠「台湾における居宅介護労働者の労働条件保護—居宅介護労働者への労働法の適用のあり方をめぐる議論の検討をとおして」『季刊労働法』260号（2018年）、71～72ページ参照。

¹⁸ 中華民國勞動部・前掲注（8）。就業サービス法上、居宅介護労働者の多くは、居宅介護（家庭看護）の就労許可を得ており、炊事やそうじといった、家事（家庭幫傭）で就労許可を得ている者は少ない。また、（違法であるが）居宅介護労働者は上記の炊事やそうじも含めて行っていることが多いため、以下では当該労働者に家事労働者も含めて述べることにする。

¹⁹ 中華民國勞動部「107年外籍勞工管理及運用調査」2018年、<http://statdb.mol.gov.tw/html/svy07/0742menu.htm>（表01 外籍家庭看護工在臺人數〔不含養機構看護工〕）（2020年1月20日閲覧）。

²⁰ 中華民國勞動部「107年外籍勞工管理及運用調査（提要分析）」2018年、<http://statdb.mol.gov.tw/html/svy07/0742analyze.pdf>、頁23。

12.5%、ベトナム7.3%、タイ0.2%というように、インドネシア人がもっとも多い²¹。その年齢は35歳～44歳42.4%、ついで25歳～34歳39.5%であることから、25歳～44歳までで8割を超えており、また、教育水準は中学校卒業以下60.4%、高等学校卒業34.0%、大学卒業以上5.5%となっていることから、中学校卒業以下の者が多いことがわかる²²。

居宅介護労働者の平均月収（19,927元）²³は、全産業に適用される月額最低賃金（22,000元）²⁴より2,000元以上、また、外国人非熟練労働者の月額平均賃金（製造業27,780元〔残業手当等を含む。以下同じ〕、建設業28,560元）と比べて²⁵、8,000元から9,000元ほど低い²⁶。1日の労働時間は平均して10.5時間、休日のある者が11.4%に対し、まったくない者は34.4%もあり、1日8時間を超えた場合に休憩時間がある者は95.6%に対し、ない者は4.4%いる²⁷。国民健康保険（全民健康保険）には97.1%の者が加入している一

²¹ 同上。

²² 同上。

²³ 中華民國勞動部・前掲注（20）調査23頁。しかし、2018年1月半ばの外国人労働者支援組織である桃園市群眾服務協會移工服務暨庇護中心の主任や同月末の外国人仲介業者である泰順人力仲介有限公司への聞き取り調査によると、実際には平均月収は17,000元とのことであった（外国人居宅介護労働者は、住み込みであることから、当該額は食費や光熱費等を差し引いた後の額である）。

²⁴ 中華民國勞動部「基本工資之制訂與調整經過」、<http://www.mol.gov.tw/topic/3067/5990/13171/19154/>（2020年1月20日閲覧）。2020年1月より当該額は23,800元となっている。

²⁵ 中華民國勞動部・前掲注（20）調査1頁。

²⁶ 前2者は労基法の適用対象となるため、最低賃金以上の賃金となるからである。

²⁷ 中華民國勞動部・前掲注（25）結果4頁。鄭津津「家事勞工工作時間之研究」『社會公義—黃越欽教授紀念論文集』（元照出版、2011年）、頁462は、外国人居宅介護労働者の受入れ前は、台湾人が通いでその業務を担っており、住み込みでなかったことから労使紛争は少なかった旨指摘する。

方、労働者保険（勞工保險）には18.6%の者が加入しているにとどまり、民間保険である傷害保険には45.3%の者が加入している^{28,29}。行方不明者は全体の2.1%を占め、その原因の59.6%は他の職業に就くためである³⁰。

このように、当該労働者の労働条件はよくないことから、就業サービス法に基づき「介護」の在留資格で台湾に入国するが、他に労働条件のいい仕事が見つかり行方不明となる者も存在し、そのなかには、売春、薬物の使用や窃盗といった犯罪行為に走る者もいる³¹。

3 小括

外国人居宅介護労働者は労基法の適用が除外されていることから、それ以外の外国人非熟練労働者に比べても、最低賃金未満の賃金や長い労働時間等、きわめて低い労働条件となっている。

²⁸ 従業員が5名以上いる事業場が強制適用事業場になるためである（労働者保険条例（勞工保險條例）6条）。居宅介護労働者への労働者保険の適用については、林良榮「我國『外勞（客工）』的勞動人權與社會保障：兼論勞保條例之適用與檢討」『台灣國際法季刊』11巻2号（2014年）、頁76～77を参照されたい。

なお、中央法規標準法2条により、「法」、「律」及び「條例」が法律である。日本の条例に該当するものは「自治條例」と呼ばれる。

²⁹ 中華民國勞動部・前掲注（20）調査28頁。

³⁰ 同上29頁。

³¹ 2017年3月半ばの外国人労働者支援組織である台灣外籍労働者發展協會での聞き取り調査による。

三 外国人労働者受入れに関する法的枠組み及び法的保護

1 外国人労働者受入れの法構造

ここでは主に外国人労働者受入れの基本法である就業サービス法に焦点をあてながら、介護労働者を含む外国人非熟練労働者受入れの法的枠組みを見よう³²。

外国人労働者受入れにあたっての原則は、国内で労働力が不足している分野について受入れるというものである。それゆえ、法令によりさまざまな規制がなされており³³、その受入れについては就業サービス法の規定が中心となる。以下では、同法の非熟練労働者に関する規定を見てみることにしよう。

同法は、1条で「国民の就業を促進し、もって経済及び社会の発展を増進する」旨規定していることから、基本的には、日本の職業安定法と同様の性格を有する。全7章からなり、国家が無料で職業紹介すること等を定め、第5章が外国人の雇入れについて規定している。42条は、国民の労働権（工作権）を保障するため、外国人の雇入れにつき、国民の就業機会、労働条件、経済発展及び社会の安定の妨げにならないようにする旨規定していることから、その雇

³² 台湾における外国人労働者の受入れについては、王智盛「我國專技移民及移工之政策與實務」『移民理論與移行政』（五南圖書出版、2016年）、頁383以下参照。邦語文献としては、邱祈豪「台湾における外国人労働者問題と92年就業服務法」『労働法律旬報』1347号（1994年）、26ページ以下；早川智津子「台湾の外国人労働法制」『季刊労働法』228号（2010年）、114ページ以下；根岸忠「台湾における外国人労働者受け入れをめぐる法規制」『季刊・労働者の権利』328号（2018年）、53ページ以下参照。

³³ 鄭津津「我國外籍勞工人權保障問題之研究」『月旦法學雜誌』161号（2008年）、頁71参照。

入れは、国内の労働力不足を補うためのものであることが端的に述べられている（これを「補充性原則」という）。

何人も不法に外国人を就労させたり（44条）、外国人を他者の下で就労させたりすることを禁止している（45条）。46条1項1号から6号までに定める者が熟練労働者³⁴、同項8号から11号までに定める者が非熟練労働者³⁵である。さらに、就労する際には、健康診断を受ける必要があり、かりに入国後の健康診断に不合格となった場合には、出国しなければならない（48条）。熟練労働者が就労できる期間は3年となっているが、延長することができる一方、居宅介護以外の非熟練労働者は最長12年、居宅介護労働者は最長14年就労することができるにすぎない（52条）。非熟練労働者は使用者を変えることは原則としてできない一方、熟練労働者は行うことができる。また、熟練労働者が介護等の非熟練労働者の仕事を行うことはできない（53条）。

くわえて、非熟練労働者を雇入れるにあたって、国民の就業の促進、労働者の福祉の向上及び外国人の雇用管理の事務に用いるため、使用者は労働部が指定する基金（就業安定基金）の口座に就業安定費を振り込まなければならない（55条）。毎月の就業安定費は、製造業2,000元から2,400元、重大公共工事2,000元から3,000

³⁴ 具体的には、弁護士や医師といった専門的・技術的な職業に従事する者、大学の教員、語学学校の教員、スポーツのコーチや選手、宗教・芸術の職業に従事する者が該当する。詳しくは、外国人が就業サービス法46条第1項第1号から第6号までに定める職業に従事する際の資格及び審査基準（外国人従事就業服務法第46条第1項第1款至第6款工作資格及審査標準）4条参照。

³⁵ 具体的には、製造業、建設業、介護、家事に従事する労働者が該当する。詳しくは、外国人が就業サービス法46条第1項第8号から第11号までに定める職業に従事する際の資格及び審査基準（外国人従事就業服務法第46条第1項第8款至第11款工作資格及審査標準）3条以下参照。

元、それ以外の一般建設業1,900元³⁶、介護2,000元（ただし、低所得世帯には減免あり）である³⁷。外国人を強制送還する際にも当該費用が使われる（60条）。

なお、非熟練労働者はインドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア及びモンゴルと協定を締結し受入れているが、マレーシア及びモンゴルからはほとんどおらず、事実上、この2カ国を除いた4カ国からの受入れとなっている。

2 労働法及び社会保険法の適用

基本的には特別の定めがない限り、合法的に台湾で就労する者であれば、台湾人と同様に外国人にも同様の制度が適用される³⁸。先述した就業サービス法は外国人が台湾で就労する際の基本となる法律であり、外国人は就労するにあたり、同法による許可を受けなければならないため、当然に適用を受ける。また、労働基準法や雇用における性差別禁止法（性別工作平等法）も適用される。ただし、すでに述べているように、本稿で検討している居宅介護労働者は、外国人であるためでなく、家庭内で就労することから労働基準法の適用が除外される。また、大規模解雇における労働者の保護に関する法律（大量解僱勞工保護法）は、外国人にも適用されるが、就業サービス法46条に定める有期契約の外国人労働者につき、当

³⁶ 中華民國勞動部・前掲注（20）調査1頁。

³⁷ 中華民國勞動部勞動力發展署「常見問答 - 調整就業安定費繳納數額為何？要如何申請？」2017年1月10日、https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=5B7D022B7B2A81BA&sms=A08B1EA8119FA444&s=ADC0842ACA96A11D（2020年1月21日閲覧）。

³⁸ 楊通軒『就業安全法理論與實務 第2版』（五南圖書出版、2017年）、頁344～345。

該解雇を行う際の人数には入れない旨明文で規定している（同法 2 条）。

国民健康保険（全民健康保険）は、本来、來台後 6 か月経過しなければ加入することができないが（全民健康保険法 8 条 1 項 1 号）、台湾で就労許可が認められた者は、ただちに加入することができる³⁹。日本の雇用保険法にあたる就業保険法は、台湾人と婚姻し、かつ在留が認められた外国人労働者のみ適用される（同法 5 条 1 項 2 号）。また、強制加入の退職金制度（労働者退職金条例〔勞工退休金條例〕7 条 1 項 2 号）は、外国人労働者について、かつては就業保険と同様の定めを有していたが、2018 年 2 月の外国専門人材の招致及び雇用に関する法律（外國專業人才延攬及僱用法）施行後、永住が認められた外国人労働者には適用されることとなった。労働者保険（勞工保險）は、従業員が 5 名以上いる事業場等で就労する 15 歳以上 65 歳未満の者が被保険者となり（労働者保険条例〔勞工保險條例〕6 条 1 項）、また外国人も適用対象となる旨が明文で規定されている（同条 3 項）。

以上概観したように、永住等が認められた者のみが適用される制度（就業保険及び退職金）がある一方、台湾での就労が認められたすべての者が適用される制度（国民健康保険及び労働者保険）がある。

3 小括

これまで見たように、非熟練労働者は特定の国と協定を結ぶことによって、前記 6 カ国の労働者のみ受入れている。

³⁹ 中華民國經濟部『Contact Taiwan』、<https://www.contacttaiwan.tw/company/faq.aspx?faq=10>（2020 年 1 月 21 日閲覧）。

労働法については、台湾での就労が認められた者は、基本的には外国人であるか否かは問わず、台湾人と同様に適用される一方、社会保険法の適用の可否にあたり、第1に制度の性質、第2に当該外国人に永住等が認められているかが考慮されている。このように、制度により適用対象が異なっているが、これは外国人労働者受入れにあたっての根幹をなす補充性原則に基づいているからだとされる⁴⁰。もっとも、受入れ当初においては短期間での就労を前提としていたが、現行法上、居宅介護労働者は14年、それ以外の非熟練労働者は12年台湾で就労することができるようになっていることから、適用の可否につき再検討する必要がある。

四 外国人居宅介護労働者の労働条件はどのように保護されているのか

法政策上、外国人居宅介護労働者の労働条件は低くなっている。その原因の多くは、当該労働者に労基法を含む労働保護法が適用されないためだといえよう。そのため、これまで当該労働者の保護に際し、3つの方法が試みられてきた。すなわち、①労基法を適用する、②家事労働者保護法を制定する、③労働部の外局である労働力発展署（労働力発展署：外国人労働者その他労働市場法政策を所管している部署）が提示する約款（定型化契約）に基づき、労使に契約を締結させることによって、当該労働者の労働条件保護を図ろうとするものである。現在とられている方策は3つ目のものである。

当該労働者にはこういった形で労働条件保護を行うべきかにつき、2016年末、2017年3月半ば及び2019年5月はじめに行った

⁴⁰ 2019年末の労働部への聞き取り調査による。

労働部への聞き取り調査の結果も踏まえながら検討することとしよう。

1 労働基準法の適用

1984年制定の労基法は、同法2条5号において事業単位で適用される旨述べた上で、3条1項は、1号から7号まで農林業等適用事業を列挙し、8号で「中央主管機関が指定する事業」として、適用事業につき、労働部に委任している。同条3項は、「この法律はすべての事業所に適用される。但し、事業形態、経営形態及び業務の性質等から、この法律の適用が困難な場合、行政官庁の告示（公告）により指定される業種又は従事者（工作者）については、これを適用しない」旨定めており、居宅介護労働者及び家事労働者は、同法上の家事使用人となることから、労働部の告示に基づき、その適用が除外されている⁴¹。

労基法制定時の立法院（国会に相当）における議論を見ると、同法案に関する政府の説明によれば、労基法の適用範囲については他国の例にならった旨述べており、また立法委員（国会議員に相当）からは、その適用除外の範囲が広すぎる点を指摘されていたが、筆者が立法院の議事録を調べた限り、家事使用人への同法の適用はまったく議論の対象になっていない。だが、1998年に至り、当時労基法を所管していた労働者委員会（労工委員會、現労働部）は告示により、同労働者を同年4月1日から12月31日まで適用対象とし

⁴¹ 中華民國勞動部勞工保險局「勞動部指定適用勞基法現況」2019年8月30日、<http://www.bli.gov.tw/sub.aspx?a=m%2FmRcr6RwJo%3D> (2020年1月21日閲覧) において、「家事服務業」が適用除外とされている。

た⁴²。この点については、所管機関である労働者委員会が同法の適用対象とするか否か決定することから、立法院では議論がなされた形跡はない。

その後、1999年1月1日から再び適用除外となっている。わずか9か月で再び適用除外にした理由について、労働部は、家庭内労働の特殊性から適用除外したと説明している。また、家庭内は私的な空間であるから、法が立ち入るべきではないとの考えもあったのは間違いない⁴³。

2016年末及び2017年3月に、家事使用人への労基法適用及び適用除外のいきさつにつき尋ねたところ、労働部の回答は次のとおりであった。すなわち、労基法制定当時（1984年）には当該労働者への同法適用について議論はなかったが、1992年から外国人居宅介護労働者を受入れた結果、その数が増え、やはり労働条件保護に欠ける場所があったため、同法を適用し保護すべきとの議論が出たことから適用するにいたった。しかし、住み込みであるから当然であるが、労働時間か否か判断がつきにくい、労基法が適用されると最低賃金を満たす必要があり、人件費がかさむといった点から、再び適用除外となったとのことである。

以上から考えると、当時の労働者委員会は、詳細な議論をした上で、居宅介護労働者への労基法適用及び適用除外を決めたとはいいがたいように思われる。また、当該労働者は家族の一員とみなされることから、労基法の適用が除外されたともされている⁴⁴。実際

⁴² 勞委會 87年3月31日台勞動二字第012975號函及び勞委會 87年12月31日台勞動一字第059607號函。

⁴³ 潘淑滿「外勞政策—外籍家事工受暴現象的社會意義」『社會發展季刊』119号（2007年）、頁111参照。

⁴⁴ 西下彰俊「台湾における高齢者介護システムと外国人介護労働者の特殊性—在宅

に、陳雄文労働部長（労働大臣に相当。2016年当時）は、同労働者と使用者との関係につき、雇用関係のみならず、家族としての関係もあるとの答弁を立法院で行っている⁴⁵。

たしかに、居宅介護労働者は要介護者の家族と起居を共にしていることから考えれば、家族としての性格も有すると考えられなくはない。しかし、当該労働者は有償で労務の提供を行っているのであるから、こうした答弁は奇異に映る。先述したように、家庭という私的な空間に法が立ち入るべきではないために、労基法の適用が除外されたと考えるのが妥当といえよう。ゆえに、前述の労働部長の答弁は方便でなされたように思われる。また、後述するように、労基法以外に適用されている法律もあり、2018年7月になされた立法院法制局（議院法制局に相当）による調査結果では、ブラジル、アメリカニューヨーク州、カナダ及び香港といった国及び地域が労働法上の保護を及ぼしていることから考えると⁴⁶、原理的に労基法の適用を排除するという解釈はなしうるものなのだろうか。

これらの国及び地域の中でも、台湾に近く、また同様に中華圏に属する香港での家事労働者（香港では「家庭傭工」という）をめぐる法政策を見てみることにしよう。香港には2018年末時点で386,000人の同労働者がおり、フィリピン人がもっとも多く（外国人家事労働者のなかでその占める割合は55%）、インドネシア人

介護サービスを中心に一」『現代法学』32号（2017年）、20ページ。民法における家族の定義につき、詳しくは林秀雄『親屬法講義 修訂4版』（元照出版、2018年）、頁389以下参照。

⁴⁵ 『立法院公報第105卷第38期委員會紀錄』（台湾）、頁69。

⁴⁶ 中華民國立法院「議題研析『家護外勞適用勞基法問題』研析」2018年7月、<https://www.ly.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=6590&pid=171362>（2020年1月21日閲覧）。

が続く（同43%）⁴⁷。

同労働者への法政策を見ると、雇用条例（雇傭條例：労基法に相当）は、31Z条を除き、家事労働者に適用される旨定めているため（31RB条）、他の労働者と同じように、労働時間規制や労働契約の終了等の規定も適用される⁴⁸。ただし、1970年代はじめからすでに同労働者を対象とした最低賃金（規定最低工資）が存在し⁴⁹、2011年に制定された最低賃金条例（最低工資條例：最低賃金法に相当）は適用しない旨明示している（7条〔3〕）ことから、家事労働者の賃金は他の労働者とは異なる規制がなされている⁵⁰。家事労働者の最低賃金額は、2018年9月から2019年8月まで4,520香港ドルであり⁵²、台湾元で換算すると18,073元となる。台湾の居宅介護労働者の平均月収は19,927元（2018年）であることから⁵³、ほぼ同額である。

⁴⁷ 香港特別行政區政府入境事務處『二零一八年年報』、https://www.immd.gov.hk/publications/a_report_2018/tc/chapter02.html#v7g（2020年2月24日閲覧）。

⁴⁸ 香港特別行政區政府勞工處（台湾の労働部に相当）「僱用外籍家庭傭工實用指南 外籍家庭傭工及其僱主須知」、<https://www.fdh.labour.gov.hk/res/pdf/FDHguideChinese.pdf>、頁2参照。

⁴⁹ 香港特別行政區政府立法會「立法會參考資料摘要《最低工資條例草案》」（檔號：LD SMW 1-55/1/4〔C〕）、頁5。

⁵⁰ 2019年5月以降の家事労働者を除く、その他の労働者の月額最低賃金は、15,300香港ドル（1香港ドルはおよそ3.9台湾元）であり、台湾元に換算すると59,852元である。香港特別行政區政府勞工處勞工處「勞工法例」、<https://www.labour.gov.hk/tc/legislat/content5.htm>（2020年2月24日閲覧）。

⁵¹ 香港特別行政區政府立法會・前掲注（49）、頁4以下参照。

⁵² 香港特別行政區政府勞工處「外籍家庭傭工『規定最低工資』及膳食津貼上調」2018年9月28日、<https://www.labour.gov.hk/tc/news/press20180928.htm>（2020年2月22日閲覧）。2019年9月以降4,630香港ドルである（「外籍家庭傭工『規定最低工資』及膳食津貼上調」2019年9月27日、<https://www.labour.gov.hk/tc/news/press20190927.htm>〔同日閲覧〕）。

⁵³ 中華民國勞動部・前掲注（20）、調査23頁。

くわえて、前述のように、雇用条例が適用されるが、外国人家事労働者が弱い立場にあることを考慮し、労使は、香港政府が定める約款（香港では「標準僱傭合約」という）に則り、労働契約を結ぶこととされている⁵⁴。労働契約には同条例が定める休日や有給休暇等を記載しなければならないが、法令にくわえて、約款によってさらなる保護がなされている。一見すると、こうした手法は、政府が提示した約款により、外国人居宅介護労働者を保護しようとしている台湾と同じように見える（後述「3 約款による規制」参照）。しかし、香港では雇用条例の適用があることを前提に、弱い立場にある外国人家事労働者の保護を担保するため約款が存在しているのに対し、台湾では労基法という主要な労働立法が適用されないことから、（同法が定める基準よりも低くなるが）約款という手段をとおして労働者保護を行おうとしている点が異なる。

以上、香港での家事労働者への労働条件保護政策を概観したが、特徴的なのは、労基法に相当する雇用条例の適用対象とし、広く労働法上の保護を及ぼす一方、使用者の多くが一般家庭であることから、その負担を考慮し、最低賃金を定める最低賃金条例は適用除外としつつも、同労働者のみに適用される最低賃金を定めるという手法である。このように、家庭という特殊な環境で就労し、また使用者が営利事業ではないといった、他の労働者と異なる側面を考慮し、一部の労働立法の適用を除外する形で保護を行っている点は注目されよう。

2 家事労働者保護法の制定

このように、わずか9か月で労基法の適用が再び除外され、さら

⁵⁴ 香港特別行政區政府勞工處・前掲注（48）、頁3。

に、2003年に政府顧問も務めた女流作家が、精神疾患を患ったインドネシア人居宅介護労働者により危害を加えられ、死に至る事件が起こったことなどがきっかけとなり⁵⁵、（すでに述べたように、当該労働者の多くは外国人であることから）外国人支援組織や立法委員から家事労働者保護法の必要性が主張され、2005年に家事サービス法（家事服務法）案が提出された。しかし、当該法案の公聴会が開かれるも、成立せずに終わり⁵⁶、その後立法院に同様の法案が何度も提出されたが、いずれも成立することはなかった。

最新の法案は、邱志偉立法委員（民進党）ら19名により2014年に提出された家事サービス法案（以下「2014年法案」という）である。2014年法案の提案理由は次のとおりである。すなわち、①家事労働者（法案では「家務労働者」）には労基法の保護がない、②2011年にILO189号条約が採択された、③労使関係の安定である⁵⁷。当該法案は48条からなり、労働時間規制、プライバシーの保護、国民健康保険や労働者保険の強制適用、解雇規制、契約外の事由の労働に従事させられた等の場合の労働者からの契約終了の申出、居宅介護労働者の多くが女性であることから、セクシュアル・ハラスメントの防止、くわえて当該労働者のほとんどが外国人であるため、言語上の一定の配慮、またこれらに違反した場合の使用主への罰則といった多くのことがらを規定している。

少なくとも筆者が調べた限りでは、2014年法案についていまの

⁵⁵ 邱祈豪「照護服務産業一家事労働者労働条件之探討」『台湾勞工』12号（2008年）、頁35。

⁵⁶ 顧玉玲「家務労働公共化 家庭職場要立法」『台湾勞工』15号（2008年）、頁47。

⁵⁷ 『立法院第8届第8会期第1次會議議案關係文書、院總第1788號、委員提案第16929號（103年9月10日）』（台湾：2014年9月）、委120頁。

ところ議論された形跡はない。そのため、議論がなされているなかでは最新のものである、2012 年の 2 つの法案をめぐる議論を中心にしてみることにしよう。

いずれも 2012 年 4 月に 2 つの法案（楊麗環立法委員〔国民党〕ら 18 名による家事労働者權益保障法〔家事勞工權益保障法〕案〔全 31 条〕⁵⁸ 及び林淑芬立法委員〔民進党〕ら 24 人による家事サービス法案〔全 49 条〕⁵⁹）が提案され、基本的には同様の内容を規定しているが、後者のほうが労働者保護により手厚いものとなっている。

前者（家事労働者權益保障法案）の共同提案者である江惠貞立法委員（国民党）から、労働部に対し、次のような質問及び要望がなされた。すなわち、労働部は、①労務提供の場所は工場ではなく、家庭であるため、通常の労働者に労基法を適用する場合に比べてむずかしい、②居宅介護労働者が休みを取った場合に、人手不足の状況からレスパイトケア⁶⁰をどうすべきか、といったことから法案に反対しているのではないか。しかし、中華民国憲法 7 条⁶¹が掲げる「人は生まれながらに平等である」との理念は、事実上中華民国国民のみに適用されるものではない。それゆえ、労働部は、香港、シンガポール、韓国における政策を参考に法案を作成してほしいとのことであった⁶²。

⁵⁸ 『立法院第 8 屆第 1 會期第 8 次會議議案關係文書、院總第 1788 號、委員提案第 13286 號（101 年 4 月 18 日）』（台湾：2012 年 4 月）、委 213 頁以下。

⁵⁹ 『立法院第 8 屆第 1 會期第 9 次會議議案關係文書、院總第 1788 號、委員提案第 13365 號（101 年 4 月 25 日）』（台湾：2012 年 4 月）、委 481 頁以下。

⁶⁰ 介護者が一時的に介護から解放され、休息をとれるよう支援するサービスをいう。

⁶¹ 「中華民国人民は、男女、宗教、種族、階級、党派にかかわらず、法律上一律に平等である」と定める。

⁶² 『立法院公報第 103 卷第 34 期院會紀錄』（台湾）、頁 312。これに対し、労働部は居宅介護労働者に関する香港等の制度の調査結果及び台湾での現行制度について

江立法委員は労働部が法案に反対の立場をとっているとの前提で批判を行っているが、筆者が労働部内で居宅介護労働者を保護する法案を作成する考えはあるのか 2016 年末及び 2017 年 3 月に尋ねたところ、現在そのような動きはなく、労働部としては検討したいが、前に法案を行政院（内閣に相当）に持って行ったところ、そこで止まってしまったとのことであった。実際、吳育仁立法委員（国民党）による 2012 年の家事サービス法案はどうなっているのかとの質問に対して、労働力発展署の蔡孟良副署長（2015 年当時）は、現在行政院で審議を行っているさなかであると回答している⁶³。

その後も、たびたび立法委員は労働部に対し、これら同様の法案は現在どうなっているか尋ねているが、労働部は、行政院に送ったとの答弁を繰り返し行っている。陳雄文労働部長（2016 年当時）は、当該労働者は家庭で就労するがゆえに、単なる雇用主と労働者という関係だけでなく、家族としての関係もあることから、雇用主との関係が複雑となる。そのため、他の省庁から法案につき疑義が出された結果、行政院で当該労働者を保護する法案の検討がなされなくなると述べている⁶⁴。

立法院でのこれまでの議論を整理すると、法案の名前は異なっても、立法委員は、居宅介護労働者の保護法案を数年ごとに提案

て回答を行っている。詳しくは、『立法院公報第 103 卷第 43 期院會紀錄』（台湾）、頁 97～98。

⁶³ 『立法院公報第 104 卷第 27 期委員會紀錄』（台湾）、頁 25。ただし、逆に郝鳳鳴労働部次長（2015 年当時）が、吳育仁立法委員に外国人家事労働者保護法（外籍家事勞工保護法）又は權益保障法案のことかと尋ねている。吳立法委員はそんな名前だったか、誰が回答するのかと述べた上で、質問している。蔡副署長は、家事労働者保護法案を現在取り扱っている旨回答し、その上で同立法委員は質疑を行っている。

⁶⁴ 立法院公報（台湾）・前掲注（45）、頁 69。

しており、当該法案に対し、労働部は反対しているわけではない。しかし、最終的には行政院に法案を持って行った段階で他の省庁から疑義が出され、現在議論がなされていない状態にあるということである。

こう解するならば、なぜ居宅介護労働者の保護法案が行政院で止まってしまっているかである。その理由としては、2005年の家事サービス法案に対する鄭津津による次の3つの指摘があたろう。すなわち、①労働者は営利事業で就労しているのではなく、また使用者は企業ではないことから、使用者の負担が過大なものとなる、②結局は労基法を適用したのと同様になる、③たとえばレスパイトケアの際に、当該労働者は休日をとることができるのか、かりにとれるとするならば、法案はあまりに理想を求めすぎているといったものである⁶⁵。

こうした指摘について、たしかに、一般企業に適用するのとは異なり、家庭に過度の負担を課すことになるかもしれない。しかし、現在居宅介護労働者に適用されている労働立法を見ると、(当該労働者の多くは外国人であることから)就業サービス法に基づき台湾で就労するため、当然に同法上の「労働者(勞工)」となる。また、雇用における性差別禁止法(性別工作平等法)は、適用対象につき、労基法が用いる「勞工」ではなく、「使用される者(受雇者)」との文言を用いているため、実習生にも適用され、同労働者にも適用されている。このように、当該労働者に適用されている労働立法もあることから考えれば、就労場所が家庭というだけで、当該労働者を保護する法律の適用がむずかしいとの解釈は、はたして

⁶⁵ 鄭津津「我國家事勞動相關政策與草案之探討」『財產法暨經濟法』13号(2008年)、頁111。

とりうるのであろうか。

くわえて、結局は労基法を適用したのと同様であるとの点については、家族のレスパイトケアを確保するのと裏表の関係になるが、当該労働者を保護するに際し、労働時間、休日、賃金といった、いかなる労働条件がどの程度確保されるべきかという観点から検討する必要があろう⁶⁶。

ただし、筆者が聞き取り調査を行った後、2018年2月時点で、労働部内で労働法、労使関係や労働経済等専攻の研究者を集め、家事労働者保護法を制定した場合にいかなる問題が生じるのかにつき、座談会が数回にわたり行われていた。さらに、2019年5月はじめに同法が制定される見込みはあるのか尋ねたところ、行政院に送った旨の回答がなされていることから、状況はいまのところなんら変わっていない。

3 約款による規制

以上検討してきたように、労働基準法の適用はむずかしく、また、家事労働者保護法の制定が頓挫したことから、残る案として、外国人を受入れる際に、労働力発展署がひな型として提示した約款にのっとり、労使が契約を締結し、居宅介護労働者の労働条件を確保しようとするものである。

現在インドネシア、フィリピン、ベトナム及びタイのものがあり、各国のものとも中国語と各国語で書かれている。①契約期間及び契約終了事由、②業務の内容、③賃金（賃金額、割増賃金の支払い、本人の銀行口座への振り込み）、④有給休暇、⑤休日及び休憩

⁶⁶ ただし、こうした解釈を前提とするならば、労基法上の保護よりも低いものにならざるをえないことになろう。

時間、⑥国民健康保険の加入、⑦宗教上の配慮、⑧食事及び宿泊場所の提供、⑨来台及び帰国に際しての使用者による航空券の提供、⑩紛争が生じた場合の処理等が契約条項で明記されている⁶⁷。

労基法の適用・非適用や家事労働者保護法案をめぐる議論の際に出された批判や指摘を回避するために、こういった方策がとられるようになったと考え、現実的な案として評価することもできよう⁶⁸。ただし、当該労働者には労基法が適用されない以上、本来、労使は民法の契約自由の原則により、公序良俗に反しない限り契約内容を自由に定めうるのであるから、こうした方法で労働条件を強制するには法令上の根拠がないとむずかしいとの見解がある⁶⁹。現在政府はなんら法的な根拠なく行っているため、法令上の根拠を整備する必要があるだろう。政府には約款を強制する根拠がないため、当該約款に従わない使用者に対しては、これ以上の策を講ずることができないからである⁷⁰。

⁶⁷ 劉黃麗娟「家事工作者労働保護之基本觀察與國際比較」『開南法學』3号（2009年）、頁28は、労働時間は争いになりやすいため、約款でしっかり定めておくべきだとする。しかし、いずれの約款にも労働時間の記載はない。たとえば、賃金額の記載がフィリピンのものにはある一方、それ以外のものにはないというように、これら約款は同一の内容とはなっていない。安里和晃「台湾における外国人家事・介護労働者の処遇について一制度の検討と運用上の問題点一」『龍谷大学経済学論集』43巻5号（2004年）、16ページによれば、各国の自国労働者の処遇についての考え方の差がこれら約款に反映されているという。城本るみ「台湾における外国人介護労働者の現状と課題」『社会福祉研究』130号（2017年）、118ページも、「台湾における外国人の労働条件は出身国によって異なる状況におかれている」旨述べている。

⁶⁸ 鄭・前掲注（33）論文、頁81参照。

⁶⁹ 鄭・前掲注（65）論文、頁90。

⁷⁰ ただし、2018年1月半ばの桃園市群眾服務協會移工服務暨庇護中心、同月末の泰順人力仲介有限公司への聞き取り調査のいずれにおいても、事実上、労使は労働力発展署が示した約款に従って契約を結んでいるとのことであった。

4 小括

以上見たように、台湾における外国人居宅介護労働者の労働条件の保護に当たっては、3つの方法が検討又は実施されてきた。最終的には第3の方法により労働条件の保護がなされ、現在に至っている。

当該労働者への労基法の適用は、工場労働者等と異なり、就業場所が家庭という特殊な環境であることから、労基法を適用しなくともあながち不合理とはいえない。そうすると、家事労働者保護法を制定するか、現在採用されている約款により労働条件を労使に遵守させるかであるが、現行法上、政府には約款を労使に強制する根拠はなく、また、家庭は営利事業ではなく、同労働者は家庭という特殊な環境で就労することから考えるならば、強制力をもって労働条件を遵守させることができる家事労働者保護法による規制が望ましいのではないか。ただし、その際には、先に述べたような法案への批判にこたえることができるものでなければならない。たとえば、労働者が休日をとった場合の代替要員の確保への支援も考慮されるべきである。また、労基法の適用と同様であるとの批判に対しては、約款に規定されている内容を同法に規定することとし、労働時間の規定は設けず、また罰則を科さないとすることもありうるだろう。

さらに、外国人仲介業者を含む民間職業紹介事業者は、労働力発展署の許可及びその許可証の発給を受けてはじめて、その業務を営むことができ（就業サービス法34条）、さらに、当該業者が自らの経営管理に注意を払い、そのサービスの質の向上を行うよう求めるために、当該事業者に関する評価（「私立就業服務機構評鑑」）

がなされている⁷¹。具体的には、労働力発展署は自ら又は関連団体に委託することにより、同評価を行うことができ（就業サービス法の施行規則である、民間職業紹介事業者の許可及び管理に関する辦法（「私立就業服務機構許可及管理辦法」）⁷²13条-1以下）、当該事業者はA、B及びCの3等級に格付けがなされた上で、公表される。直近2年で2回Cと判定された民間職業紹介事業者は、業務継続が許可されないこととなる（前記要点及び同辦法15条）⁷³。また、同事業者は、職業紹介や求人にあたり、セクシュアル・ハラスメントや人身売買等が禁止されている（就業サービス法40条）。

このように、国は前記評価の実施という形で外国人仲介業者への規制を行うことにより、間接的に外国人労働者を保護しようとしている。こういった施策を適切に行えば、悪質な仲介業者を排除することができ、結果として居宅介護労働者を含む外国人労働者を保護することができよう。

五 おわりに

現在、立法院で審議されている新經濟移民法（新經濟移民法）案では、熟練労働者と非熟練労働者の間に新しく、中程度の技術を有する外国人材（外國中階技術人力）という範疇を設け、そのなかには在台6年以上であって、一定の介護技術を有する者につき、永

⁷¹ 民間職業紹介サービス機関が行う国際人材仲介サービスの質の評価に関する要点（私立就業服務機構從事跨國人材仲介服務品質評鑑要點）。

なお、要点は、行政手続法（行政程序法）159条に定める行政規則の1つである。

⁷² 中央法規標準法3条により、「規程」、「規則」、「細則」、「辦法」、「綱要」、「標準」及び「準則」が命令である。

⁷³ 詳しくは施昭雄「台湾における外国人労働者問題」『国際問題』626号（2013年）、39ページ以下参照。

住許可を認める等定めていることから、介護労働者を含む非熟練外国人労働者は定着させないとの従来の方針を一定程度転換させている⁷⁴。

1992年の受入れ以来、外国人居宅介護労働者数は一貫して増え続けており、高齢化の進展から減ることはないだろう。現在はインドネシア人介護労働者が多いが、インドネシアの経済発展を理由として、当該労働者が将来にわたって台湾に来つづけてくれるかはわからない。

そのために、筆者が述べた家事労働者保護法の制定や外国人仲介業者への規制といった、さまざまな方策により、台湾政府は当該労働者にとって魅力的な労働市場を構築すべきである。新経済移民法の定める優遇措置の実施をとおして、台湾で介護業務に従事してもらおうとしているが、はたしてうまくいくかは疑問が残るところである。

日本と異なり、すでに30年近くにわたり外国人介護労働者を受入れた結果、すでに当該労働者なしには台湾の介護は成り立たなくなっている。そう考えるならば、今後多くの国が高齢化を迎え、世

⁷⁴ 國家發展委員會「『新經濟移民法』法案影響評估報告」2019年4月、<https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMjI0NC80NzBkZDI3Zi02NTg2LTRhODUtYmIyMS05YjNhNmJjNDZiNTcucGRm&n=MTA4MDQt5paw57aT5r%2bf56e75rCR5rOV5rOV5qG15b2x6Z%2b%2f6KmV5Lyw5aCx5ZGKLeabtOaWsOaVuOaTmi5wZGY%3d&icon=. . pdf>。

⁷⁵ 介護業務を含む、中程度の技術を有する外国人材に関しては20条から30条が規定している。詳しくは新経済移民法案（國家發展委員會「新經濟移民法草案總說明」2018年12月5日、<https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMjI0NC82M2RmZDMwNC0xMjE2LTQ3ZjctOWMzNi1mNjYzYTZiMTUwN2QucGRm&n=MTA3MTIwNS3mlrDntpPmv5%2fnp7vmsJHms5XojYjmoYjmop3mlco6Zmi5Ye96ZmE5Lu2KS5wZGY%3d&icon=. . pdf>）参照。

界的な規模での介護労働者の奪い合いになりうることから、人材確保に際し、他国に比して優れた政策をはたして提示できるか、台湾政府は真剣に検討すべきである。

こうしたことから考えれば、前述した香港と同様の方策をとることもありえよう。すなわち、居宅介護労働者につき独自の最低賃金を定めた上で、最低賃金以外の労働条件については他の労働者と同様の保護を行うことにより、台湾が他の国や地域よりも同労働者保護に手厚いと認められれば、優秀な人材がやって来るだろう。

本稿は、JSPS 科学研究費助成金18K02072の助成を受けた研究成果の一部である。

(寄稿：2020年1月27日、再審：2020年2月26日・2020年3月10日、

採用：2020年3月25日)

台灣外籍看護工之勞動條件保護

— 透過探討保障勞動條件方式之論述 —

根岸忠

(高知縣立大學文化學院副教授)

【摘要】

本文在台灣外籍移工議題中，聚焦於外籍看護工，嘗試探討其勞動條件保護之應有方式。隨著邁入高齡化，需要被照顧的高齡人口增加，因而確保從事照顧的人員成為非常重大的課題，台灣也是不例外。但是，隨著少子化、高學歷化及雙薪家庭的增加，家屬愈來愈難以負荷高齡者之照顧工作。另一方面，家屬應擔負照顧責任的想法在台灣仍根深蒂固，因此各家庭為了照顧需求雇用外籍看護工。迄今，台灣政府為了保護外籍看護工，曾計劃採取幾個措施，不過其勞動條件仍低。然而，在全球多個國家也將會邁入高齡化社會的情形之下，若台灣希望獲得優秀的照顧人才，提高勞動條件應必不可少。

關鍵字：外籍勞工、看護工、勞動條件保護、高齡化、人力資本

Protection of Working Conditions for Foreign Care Workers in Taiwan: Examining the Discussion on Ways of Protection

Tadashi Negishi

Associate Professor, Faculty of Cultural Studies, University of Kochi

【Abstract】

This paper focuses on the protection of working conditions for the foreign care worker in Taiwan. Because the number of elderly people requiring long-term care increases due to aging as the population becomes more populated, the securing of a care worker will become a big problem in Taiwan. Furthermore, it becomes difficult for a family to take care of an elderly person who requires long-term care due to the declining birthrate, the popularization of higher education, and the increase of salaries that come from both parents working. As a result, because the Taiwanese belief that a family should care for one another runs deep, each family would employ a foreign care worker to solve this problem. Therefore, the Taiwanese government has been trying to take some measures to protect them. But up to this day, the working conditions of the care workers still remain poor. In the end, if Taiwan hopes to acquire the best human resources as possible for its people, then the Taiwanese government should improve the working conditions of these care workers.

Keywords: foreign worker, care worker, protection of working conditions, aging, acquisition of human resources

〈参考文献〉

- 安里和晃「台湾における外国人家事・介護労働者の処遇について—一制度の検討と運用上の問題点—」『龍谷大学経済学論集』43巻5号（2004年）、1～28ページ。
- Asato, Wako, “Taiwan ni okeru gaikokujin kaji, kaigo rodosha no shogu ni tsuite: seido no kento to unyojo no mondaiten” [Dealing with Foreign Housework and Care Workers in Taiwan: a Review on the Institution and its Implementation Problems], *Ryukoku journal of economic studies*, Vol.43, No.5, 2004, pp.1-28.
- 邱祈豪「台湾における外国人労働者問題と92年就業服務法」『労働法律旬報』1347号（1994年）、26～38ページ。
- Chiu, Chi-Hao, “Taiwan ni okeru gaikokujin rodosha mondai to 92 nen shugyo fukumu ho” [Problems of Foreign Workers in Taiwan, and Employment Service Act of 1992], *Rodo horitsu junpo*, No.1347, 1994, pp.26-38.
- 城本るみ「台湾における外国人介護労働者の現状と課題」『社会福祉研究』130号（2017年）、117～124ページ。
- Shiromoto, Rumi, “Taiwan ni okeru gaikokujin kaigo rodosha no genjo to kadai” [The Present State of Foreign Care Workers in Taiwan], *Social welfare studies*, No.130, 2017, pp.117-124.
- 施昭雄「台湾における外国人労働者問題」『国際問題』626号（2013年）、32～46ページ。
- Se, Akio, “Taiwan ni okeru gaikokujin rodosha mondai” [Problems of Foreign Workers in Taiwan], *International affairs*, No.626, 2013, pp.32-46.
- 総務省統計局、<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1211.html>、2020年1月11日閲覧。
- Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, Accessed on January 11, 2020.
- 西下彰俊「台湾における高齢者介護システムと外国人介護労働者の特殊性—在宅介護サービスを中心に—」『現代法学』32号（2017年）、3～28ページ。
- Nishishita, Akitoshi, “Taiwan ni okeru koreisha kaigo shisutemu to gaikokujin kaigo rodosha no tokushusei: zaitaku kaigo sabisu wo chushin ni” [The eldercare system and the unusual position of foreign careworkers in Taiwan], *Tokyo Keizai law review*, No.32, 2017, pp.3-28.
- 根岸忠「台湾における居宅介護労働者の労働条件保護—居宅介護労働者への労働法の適用のあり方をめぐる議論の検討をとおして」『季刊労働法』260号（2018年）、70～79ページ。
- Negishi, Tadashi, “Taiwan ni okeru kyotaku kaigo rodosha no rodo joken hogo: kyotaku kaigo rodosha eno rodoho no tekiyo no arikata wo meguru giron no kento wo toshite” [Protection of Working Conditions for Home Care Workers in Taiwan: Discussions and Reviews of Advancing Applications of Labor Standards Act on Foreign Home Care

Workers], *Quarterly labor law*, No.260, 2018, pp70-79.

根岸忠「台湾における外国人労働者受け入れをめぐる法規制」『季刊・労働者の権利』328号（2018年）、52～59ページ。

Negishi, Tadashi, “Taiwan ni okeru gaikokujin rodosha ukeire wo meguru hokisei” [Taiwan’s Legislations of Accommodating Foreign Workers], *Kikan: rodosha no kenri*, No.328, 2018, pp.52-59.

早川智津子「台湾の外国人労働法制」『季刊労働法』228号（2010年）、114～126ページ。

Hayakawa, Chizuko, “Taiwan no gaikokujin rodo hosei” [Taiwan’s Legislations on Foreign Workers], *Quarterly labor law*, No.228, 2010, pp.114-126.

『立法院公報第 103 卷第 34 期院會紀錄』（台湾）。

Lifayuan gongbao di103 juan di34 qi yuanyhui jilu [Legislation Yuan Bulletin, Vol. 103, Issue 34, The Legislative Assembly Record], Taiwan.

『立法院公報第 103 卷第 43 期院會紀錄』（台湾）。

Lifayuan gongbao di103 juan di43 qi yuanyhui jilu [Legislation Yuan Bulletin, Vol. 103, Issue 43, The Legislative Assembly Record], Taiwan.

『立法院公報第 104 卷第 27 期委員會紀錄』（台湾）。

Lifayuan gongbao di104 juan di27 qi weiyuanhui jilu [Legislation Yuan Bulletin, Vol. 104, Issue 27, The Committee Record], Taiwan.

『立法院公報第 105 卷第 38 期委員會紀錄』（台湾）。

Lifayuan gongbao di105 juan di38 qi weiyuanhui jilu [Legislation Yuan Bulletin, Vol. 105, Issue 38, The Committee Records], Taiwan.

『立法院第 8 屆第 1 會期第 8 次會議議案關係文書、院總第 1788 號、委員提案第 13286 號（101 年 4 月 18 日）』（台湾：2012 年 4 月）。

Lifayuan di8 jie di1 huiqi di8 ci huiyi yian guanxi wenshu, yuanyong di1788 hao weiyuan tian di13286 hao (101 nian 4 yue 18 ri) [The 8th Meeting’s Motion Document of the 1st Session of Legislation Yuan’s 8th Period, Legislator’s Proposal No.13286 (April 18, 2012)], Taiwan, April 2012.

『立法院第 8 屆第 1 會期第 9 次會議議案關係文書、院總第 1788 號、委員提案第 13365 號（101 年 4 月 25 日）』（台湾：2012 年 4 月）。

Lifayuan di8 jie di1 huiqi di9 ci huiyi yian guanxi wenshu, yuanyong di1788 hao weiyuan tian di13365 hao (101 nian 4 yue 25 ri) [The 9th Meeting’s Motion Document of the 1st Session of Legislation Yuan’s 8th Period, Yuanyong No.1788, Legislator’s Proposal No. 13365 (April 25, 2012)], Taiwan, April 2012.

『立法院第 8 屆第 8 會期第 1 次會議議案關係文書、院總第 1788 號、委員提案第 16929 號（103 年 9 月 10 日）』（台湾：2014 年 9 月）。

Lifayuan di8 jie di8 huiqi di1 ci huiyi yian guanxi wenshu, yuanyong di1788 hao weiyuan tian di16929 hao (103 nian 9 yue 10 ri) [The 1st Meeting’s Motion Document of the 8th Session of Legislation Yuan’s 8th Period, Yuanyong No.1788, Legislator’s Proposal

No.16929 (September 10, 2014), Taiwan, September 2014.

中華民國內政部戶政司「縣市人口年齡結構指標」、<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>、查閱時間 2020 年 1 月 12 日。

Dept. of Household Registration, Ministry of the Interior, R.O.C (TAIWAN), “Xianshi renkou nianling jieyou zhibiao” [Index on Age Structures of County Populations], Accessed on January 12, 2020.

中華民國內政部戶政司「戶籍人口統計速報」、<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>。

Dept. of Household Registration, Ministry of the Interior, R.O.C (TAIWAN), “Huji renkou tongji subao” [A Quick Update on Statistics of Household Registrations].

中華民國立法院「議題研析『家護外勞適用勞基法問題』研析」2018 年 7 月、<https://www.ly.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=6590&pid=171362>、查閱時間 2020 年 1 月 21 日。

Legislative Yuan, R.O.C (TAIWAN), “Yiti yanxi ‘jiahu wailao shiyong laojifa wenti’ yanxi” [Issue Analysis: Analysis on “Problems of Applications of Labor Standards Act for Foreign Housework Labors”], July, 2018, Accessed on January 21, 2020.

中華民國國家發展委員會「『新經濟移民法』法案影響評估報告」2019 年 4 月、<https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMjI0NC82M2RmZDMwNC0xMjE2LTQ3ZjctOWMzNi1mNjYzYTZiMTUwN2QucGRm&n=MTA4MDQ15paw57aT5r%2bf56e75rCR5rOV5rOV5qG15b2x6Z%2b%2f6KmV5Lyw5aCx5ZGKLeabtOaWsOaVuOaTmi5wZGY%3d&icon=.pdf>。

National Development Council, R.O.C (TAIWAN), “‘Xin jingji yiminfa’ faan yingxiang pinggu baogao” [The Evaluation Report on the Impact from the “New Economic Immigration Bill”], April 2019.

中華民國國家發展委員會「新經濟移民法草案總說明」2018 年 12 月 5 日、<https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMjI0NC82M2RmZDMwNC0xMjE2LTQ3ZjctOWMzNi1mNjYzYTZiMTUwN2QucGRm&n=MTA3MTIwNS3mlrDntpPmv5%2fnp7vmsJHms5XojYnmoYjmop3mlc06Zmi5Ye96ZmE5Lu2KS5wZGY%3d&icon=.pdf>。

National Development Council, R.O.C (TAIWAN), “Xin jingji yiminfa caoan zong shuoming” [General Information on the Draft of New Economic Immigration Bill], December 5, 2018.

王智盛「我國專技移民及移工之政策與實務」『移民理論與移民行政』（五南圖書出版、2016 年）、頁 383~421。

Wang, Zhi-sheng, “Woguo zhuanji yimin ji yigong zhi zhengce yu shiwu” [The Policy and Practice of Skilled Immigrants and Migrant Workers], *Yimin lilun yu yimin xingzheng [Immigration Theory and Immigration Administration]*, Taipei, Wu-Nan Book, 2016, pp.383-421.

中華民國勞動部「勞動統計月報」、<https://www.mol.gov.tw/statistics/2452/2453/>、

査閲時間 2020 年 1 月 20 日。

Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “Laodong tongji yuebao” [Monthly Labor Statistics], Accessed on January 20, 2020.

中華民國勞動部「基本工資之制訂與調整經過」、<https://www.mol.gov.tw/topic/3067/5990/13171/19154/>、査閲時間 2020 年 1 月 20 日。

Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “Jiben gongzi zhi zhiding yu tiaozheng jingguo” [The Formulation of Basic Wages, and its Adjustment Process], Accessed on January 20, 2020.

中華民國勞動部「107 年外籍勞工管理及運用調查」2018 年、<http://statdb.mol.gov.tw/html/svy07/0742menu.htm>、査閲時間 2020 年 1 月 13 日。

Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “107 nian waiji laogong guanli ji yunyong diaocha” [The 2018 Survey on Foreign Labor Management and Utilization], 2018, Accessed on January 13, 2020.

中華民國勞動部「107 年外籍勞工管理及運用調查（提要分析）」2018 年、<http://statdb.mol.gov.tw/html/svy07/0742analyze.pdf>、査閲時間 2020 年 1 月 13 日。

Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “107 nian waiji laogong guanli ji yunyong diaocha (tiyao fenxi)” [The 2018 Survey on Foreign Labor Management and Utilization (An Analyzing Synopsis)], 2018, Accessed on January 13, 2020.

中華民國勞動部「108 年外籍勞工管理及運用調查統計結果」2020 年 1 月 13 日、https://www.mol.gov.tw/media/5761507/1090113%e5%8b%9e%e5%8b%95%e9%83%a8%e7%b5%b1%e8%a8%88%e8%99%95%e6%96%b0%e8%81%9e%e7%a8%bf_%e7%b5%b1%e8%a8%88%e5%9c%96%e8%a1%a8.pdf。

Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “108 nian waiji laogong guanli ji yunyong diaocha tongji jieguo” [Statistics of Foreign Labor Management and Utilization Survey in 2019], January 13, 2020.

中華民國勞動部勞工保險局「勞動部指定適用勞基法現況」2019 年 8 月 30 日、<http://www.bli.gov.tw/sub.aspx?a=m%2FmRcr6RwJo%3D>、査閲時間 2020 年 1 月 21 日。

Bureau of Labor Insurance, Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “Laodongbu zhiding shiyong laojifa xiankuang” [The Current Status on the Application of Labor Standards Act Designated by Ministry of Labor], August 30, 2019, Accessed on January 21, 2020.

中華民國勞動部勞動力發展署「常見問答 - 調整就業安定費繳納數額為何？要如何申請？」2017 年 1 月 10 日、https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=5B7D022B7B2A81BA&sms=A08B1EA8119FA444&s=ADC0842ACA96A11D、査閲時間 2020 年 1 月 21 日。

Workforce Development Agency, Ministry of Labor, R.O.C (TAIWAN), “Changjian wenda: tiaozheng jiuye andingfei jiaona shue weihe? yao ruhe shenqing?” [FAQ: What is the Amount of Adjustment of Employment Security Fees, and How to Submit the Application?], January 10, 2017, Accessed on January 21, 2020.

中華民國經濟部『Contact Taiwan』、<https://www.contacttaiwan.tw/company/faq.aspx?faq=10>、2020 年 1 月 21 日。

- Ministry of Economic Affairs, R.O.C (TAIWAN), *Contact Taiwan*, Accessed on January 21, 2020.
- 中華民國衛生福利部「長期照顧十年計畫 2.0 (106~115 年) 核定本」。
- Ministry of Health and Welfare, R.O.C (TAIWAN), “Changqi zhaogu shinian jihua 2.0 (106-115 nian) hedingben” [The Approved Ten-Year Plan for Long-Term Care-Giving Version 2.0 (from 2017 to 2026)].
- 邱祈豪「照護服務產業—家事勞動者勞動條件之探討」『台灣勞工』12 号 (2008 年)、頁 33~41。
- Chiu, Chi-Hao, “Zhaogu fuwu chanye: jiashi laodongzhe laodong tiaojian zhi tantao” [Industry of Care-giving Services: Explorations on Working Conditions for Housework Laborers], *Taiwan Labor Quarterly*, Vol.12, 2008, pp.33-41.
- 林秀雄『親屬法講義 修訂 4 版』(元照出版、2018 年)、頁 389~393。
- Lin, Hsiu-hsiung, *Qinshufa jiangyi, xiuding 4 ban [Lecture on the Family Law, Revised 4th ed.]*, Angle Publishing, 2018, pp.389-393.
- 林良榮「我國『外勞(客工)』的勞動人權與社會保障：兼論勞保條例之適用與檢討」『台灣國際法季刊』11 卷 2 号 (2014 年)、頁 51~86。
- Lin, Liang-jung, “Woguo ‘wailao (kegong)’ de laodong renquan yu shehui boazhang: jianlun laobao tiaoli zhi shiyong yu jiantao” [The Rights and Social Security of ‘Foreign Labors (Guest Workers)’: Examination of Applications of Labor laws], *Taiwan International Law Quarterly*, Vol.11, No.2, 2014, pp.51-86.
- 香港特別行政區政府入境事務處『二零一八年年報』、https://www.immd.gov.hk/publications/a_report_2018/tc/chapter02.html#v7g、查閱時間 2020 年 2 月 24 日。
- Immigration Department, Hong Kong, *Erlingyiba nian nianbao [The Annual Report on the Year of 2018]*, Accessed on February 24, 2020.
- 香港特別行政區政府立法會「立法會參考資料摘要《最低工資條例草案》」檔號：LD SMW 1-55/1/4 (C)。
- Legislative Council, Hong Kong, “Lifahui cankao ziliao zhaiyao ‘zuidi gongzi tiaoli caoan’” [The Reference for Legislation Council: Summary on ‘Draft of Regulations for Minimum Wages of Labours’], File Number : LD SMW 1-55/1/4 (C).
- 香港特別行政區政府勞工處「外籍家庭傭工『規定最低工資』及膳食津貼上調」2018 年 9 月 28 日、<https://www.labour.gov.hk/tc/news/press20180928.htm>、查閱時間 2020 年 2 月 22 日。
- Labour Department, Hong Kong, “Waiji jiating yonggong ‘guiding zuidi gongzi’ ji shanishi jintie shangtiao” [“Stipulated Minimum Wages” for Foreign Housework Helpers, and the Increase on their Meal Allowances], September 28, 2018, Accessed on February 22, 2020.
- 香港特別行政區政府勞工處「僱用外籍家庭傭工實用指南 外籍家庭傭工及其僱主須知」、<https://www.fdh.labour.gov.hk/res/pdf/FDHguideChinese.pdf>。
- Labour Department, Hong Kong, “Yongyong waiji jiating yonggong shiyong zhinan: waiji jiating yonggong jiqi guzhu xuzhi” [The Practical Guidance on the Employment of Foreign

Housework Helpers: Information for Foreign Housework Helpers and their Employers]. 香港特別行政區政府勞工處「勞工法例」、<https://www.labour.gov.hk/tc/legislat/content5.htm>、查閱時間 2020 年 2 月 24 日。

Labour Department, Hong Kong, “Laogong falì” [Labour Legislations], Accessed on February 24, 2020.

香港特別行政區政府勞工處「外籍家庭傭工『規定最低工資』及膳食津貼上調」2019 年 9 月 27 日、<https://www.labour.gov.hk/tc/news/press20190927.htm>、查閱時間 2020 年 2 月 22 日。

Labour Department, Hong Kong, “Waiji jiating yongong ‘guiding zuidi gongzi’ ji shan shi jintie shangtiao” [“Stipulated Minimum Wages” for Foreign Housework Helpers, and the Increase on their Meal Allowances], September 27, 2019, Accessed on February 22, 2020.

楊通軒『就業安全法理論與實務 第 2 版』（五南圖書出版、2017 年）、頁 344~345。

Yang, Tung-shiuan, *Jiuye anquanfa lilun yu shiwu di 2 ban [Theory and Practice of Employment Security Act, 2nd ed.]*, Taipei, Wu-Nan Book, 2017, pp.344-345.

潘淑滿「外勞政策—外籍家事工受暴現象的社會意義」『社會發展季刊』119 号（2007 年）、頁 103~117。

Pan, Shu-Man, “Wailao zhengce: waiji jiashigong shoubao xianxiang de shehui yiyi” [Policies of Foreign Labors: Phenomena of Foreign Labor Abuses and their Social Meanings], *Community Development Journal Quarterly*, No.119, 2007, pp.103-117.

鄭津津「家事勞工工作時間之研究」『社會公義—黃越欽教授紀念論文集』（元照出版、2011 年）頁 461~496。

Cheng, Chin-Chin, “Jiashi laogong gongzuo shijian zhi yanjiu,” [A Study on the Working Hours of Housework Labors], “*Shehui gongyi: huangyueqing jiaoshou jinian lunwenji*” [*Social Justice: Memorial Essay Collections Written by Professor Yue-chin Huang*], Angle Publishing, 2011, pp.461-496.

鄭津津「我國家事勞動相關政策與草案之探討」『財產法暨經濟法』13 号（2008 年）、頁 75~116。

Cheng, Chin-Chin, “Woguo jiashi laodong xiangguan zhengce yu caoan zhi tantao” [A Study on the Relevant Policies and Bills Regarding Housework in Taiwan], *Property and Economic Law Journal*, No.13, 2008, pp.75-116.

鄭津津「我國外籍勞工人權保障問題之研究」『月旦法學雜誌』161 号（2008 年）、頁 67~82。

Cheng, Chin-Chin, “Woguo waiji laogong renquan baozhang wenti zhi yanjiu” [Studies on Human Right Protection Issues of Foreign Labors in Taiwan], *The Taiwan Law Review*, No.161, 2008, pp.67-82.

劉黃麗娟「家事工作者勞動保護之基本觀察與國際比較」『開南法學』3 号（2009 年）、頁 1~44。

Liu Huang, Li-chuan, “Jiashi gongzuo zhe laodong baohu zhi jiben guan cha yu guoji bijiao” [Basic Observations on the Protection for Housework Workers, and its Comparisons with

those of International Cases], *Kainan faxue*, No.3, 2009, pp.1-44.

顧玉玲「家務労働公共化 家庭職場要立法」『台湾勞工』15号(2008年)、頁44～48。

Ku, Yu-ling, “Jiawu laodong gonggonghua: jiating zhichang yao lifa” [When Housework is Publicizing, Legislations for the Workplace in the Family are Needed], *Taiwan Labor Quarterly*, Vol.15, 2008, pp.44-48.

